

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800094 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1800030 号

第 1 結論

昭和 54 年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年*月

私は、請求期間当時、A市内で専門学校に通っていたので、B町（現在は、C町）に住む母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと思う。母親は亡くなっており、どのように保険料を納付してくれていたか詳しいことは分からないが、年金記録では、請求期間の1か月が未納とされている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和 56 年 8 月又は同年 9 月頃に B 町において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

請求者に係る国民年金の諸手続及び保険料納付を行ってくれたとする母親は、昭和 43 年 7 月から国民年金に任意加入し、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、複数年にわたり保険料を前納しており、60 歳以降も国民年金に任意加入していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金被保険者台帳及び B 町の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和 54 年*月から昭和 56 年 3 月までの保険料が昭和 56 年 9 月に遡って納付されており、母親は、請求者に係る保険料の未納の解消に努めていたものとみられる。このため、1 か月と短期間である請求期間の保険料についても、母親が遡って納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、請求者は、昭和 58 年 11 月に B 町から D 市に転居し、昭和 58 年 12 月に同市から E 市に転居しているところ、転居後の D 市及び E 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 54 年度の納付記録欄には、いずれも請求期間を含め保険料が納付済みとされており、国民年金被保険者台帳の保険料納付月数とは一致しないことから、請求者の年金記録については、行政機関における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800093 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800027 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 5 月までの請求期間及び昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 33 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 5 月まで

② 昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月まで

私の国民年金については、父親が加入手続を行ってくれ、保険料も父親が納付してくれていた。私の家で保管している判取り帳（町内組合の領収兼台帳）には、保険料を納付していたことが記載されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、自身の保険料が納付されていたことを示す資料として、請求者世帯に関する各種金銭を町内組合等に支払った際に、相手方が当該金銭を受領したことを証明するために相手方に押印をさせる、いわゆる判取り帳を証拠書類として提出している。

請求期間①について、判取り帳には、請求期間①のうちの昭和 54 年度から昭和 57 年度までの間において、「国民年金」に関する保険料が受領されていた旨の記載が合計 12 か所確認できるほか、「国民年金」との記載はないものの、国民年金に関する保険料が受領されていた可能性が推察できる記載が 1 か所確認できる。

また、請求期間②について、判取り帳には、請求期間②が含まれる昭和 62 年度において、「国民年金」に関する保険料が受領されていた旨の記載が合計 4 か所確認できる。

さらに、判取り帳には、保険料の納付対象月、納付対象者の記載までではないものの、その記載されている受領金額については、当該受領された年度の法定保険料月額で除すと、いずれも端数なく整数となるため、当時、複数月の現年

度保険料を納付するための金銭が受領されていたことが推認できる。

加えて、判取り帳の記載については、長期間にわたり継続的かつ規則的に行われており、不自然な加筆修正の形跡もないことから、信ぴょう性が高いものであると言える。

- 2 しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっているため、請求期間①及び②当時の状況について確認することはできず、請求者に係る請求期間①及び②の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号については、平成8年1月頃に払い出されたものと推察され、請求者の当該手帳記号番号に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が直近に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた平成7年7月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者（第3号被保険者）期間とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、当該手帳記号番号に関して、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格を取得していない。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったこととなる。

しかし、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間①及び②前後において、氏名及び生年月日についての変更、訂正等はなく、住所地についても変更はないため、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、請求期間①及び②当時、既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、上述の平成8年1月頃に払い出された手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成8年1月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、父親が請求者に係る請求期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

- 3 上記を踏まえ、請求期間①に関して、判取り帳に記載されている受領金額及び受領時期を勘案して推察すると、判取り帳からは、まず、昭和54年度の保険料については、12か月分まとめて1回納付され、その後、昭和55年度から昭和57年度までの保険料については、3か月分ずつ定期的に12回納付されていたこと、及びこれら納付が未納なく行われていたものと仮定すると、

一人分の保険料が納付されていたことが読み取れる。

しかし、請求者は、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和54年度から昭和57年度までの間のうち、昭和54年4月から昭和55年8月までの間については、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているため、制度上、国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付する必要はない。

また、請求者と同居していた親族の公的年金加入状況を確認すると、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和54年度から昭和57年度までの間に、年金記録上、国民年金の被保険者資格を取得していた者は、夫のみであるところ、夫の国民年金被保険者名簿における保険料納付状況を見ると、昭和54年度の保険料については、12か月分まとめて1回で納付され、昭和55年度から昭和57年度までの保険料については、3か月分ずつ定期的に12回納付されていたことが確認できる。

さらに、判取り帳には、昭和58年度から昭和61年度までの間に「国民年金」に関する保険料が受領されていた旨の記載がなく、昭和58年度以降の一定期間、保険料の受領が中断しているところ、唯一国民年金の被保険者資格を取得していた夫については、昭和58年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、国民年金の被保険者資格を喪失している。

以上のことから、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和54年度から昭和57年度までの間の保険料については、当時、国民年金に未加入である請求者に係る保険料の納付に関する記載ではなく、夫に係る保険料の納付に関する記載であると考えた方が自然である。

- 4 次に、請求期間②に関して、判取り帳に記載されている受領金額及び受領時期を勘案して推察すると、判取り帳からは、昭和62年度の保険料については、i) 3か月分、ii) 1か月分、iii) 2か月分、iv) 1か月分の順で4回にわたって合計7か月分の保険料が納付されていたことが読み取れる。

しかし、請求者は、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和62年度において、昭和63年1月及び同年2月の2か月間以外の期間については、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているため、制度上、国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付する必要はない。

また、請求者と同居していた親族の公的年金加入状況を確認すると、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和62年度において、年金記録上、国民年金の被保険者資格を取得していた者は、母親のみであるところ、母親のオンライン記録における保険料納付状況を見ると、昭和62年度の保険料については、i) 3か月分、ii) 1か月分、iii) 2か月分、iv) 1か月分の順で4回にわたって合計7か月分の保険料が納付されていたことが確認できる。

さらに、判取り帳には、昭和62年度に「国民年金」に関する保険料が受領されていた旨の記載が4か所（7か月分）しかなく、これが当該年度における一人分の保険料の納付であったと仮定すると、5か月分の保険料が受領されなかったこととなるところ、唯一国民年金の被保険者資格を取得していた母親については、昭和62年度において、保険料納付が必要な第1号被保険者としての被

保険者期間が7か月間であるのに対し、保険料納付が不要である第3号被保険者としての被保険者期間が5か月間存在している。

以上のことから、判取り帳から保険料の納付が推察できる昭和62年度の保険料については、当時、国民年金に未加入である請求者に係る保険料の納付に関する記載ではなく、母親に係る保険料の納付に関する記載であると考えた方が自然である。

- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800102 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800028 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 28 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 48 年*月から昭和 51 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、父親が行ってくれた。当時、父親も国民年金に加入しており、几帳面な人であったので、私が、20 歳になった時に、加入手続を行ってくれたと思う。

また、20 歳の頃、私は、A 市の大学の寮に居住しており、その後、B 市に転居したが、住民票上の住所地は、A 市に居住していた際は、A 市、B 市に居住していた際は、B 市又は実家の C 市であったと思う。

父親は既に亡くなっており、請求期間当時の書類もないが、請求期間の保険料については、父親が納付してくれたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする父親は国民年金の制度開始直後から 60 歳に到達する前月までの国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は、既に亡くなっており、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、この際、昭和 54 年 1 月に被保険者資格を

取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であることから、父親が、請求者に係る請求期間の保険料を、請求期間当時、納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時、学生であった旨陳述しており、請求期間は国民年金の任意加入対象者に該当していたと思われるところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、父親は、請求者に係る請求期間の被保険者資格を遡って取得し、保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、請求者が、請求期間当時、住民票上の住所地を定めていた可能性があるA市、B市及びC市は、請求者の請求期間に係る国民年金の記録はない旨回答しているほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者台帳においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、父親が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800105 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800029 号

第 1 結論

平成 8 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 45 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 8 年 3 月

私は、将来の年金給付が必要と感じたため平成 3 年に国民年金に加入し、大学生であったが就職するまで納付していた。転職の際にも未加入期間がないように注意し、請求期間の転職当時も、納付通知が届いたので詳細は覚えていないが、自分自身で請求期間当時住んでいた A 町役場で加入手続及び納付をしたと思う。同じく平成 13 年の転職の際も自分で納付し記録がある。請求期間のみ未加入になっているのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 1 か月と短期間であり、請求者の請求期間以外の国民年金被保険者期間は、全て納付しており未納期間はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、請求期間の転職当時も納付通知が届いたので、詳細は覚えていないが、A 町役場で加入手続及び納付をしたと思うと陳述しており、住民票（除票）及び戸籍謄本の附票によれば、請求期間当時、A 町に居住していたことが確認できるため同町において、加入手続及び納付をすることは可能であった。

しかしながら、請求者は自分自身で加入手続及び納付は行ったとしているところ、時期、方法等の記憶は、必ずしも明確ではなく詳細は不明である。

また、請求者の年金手帳、国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号については、平成 3 年 4 月頃に払い出されたものと推察され、請求者の当該手帳記号番号に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われ、平成 3 年 4 月 1 日に資格取得し、平成 5 年 4 月 1 日に資格喪失している。その後、A 町は、請求者に係る請求期間の記録は

ない旨回答していること及び上述の資料から、請求者が当該手帳記号番号で加入
手続し、再取得した形跡は見いだすことができない。

さらに、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、
確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成3年4月頃に払い出された手
帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被
保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、
請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することは
できなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、平成13年の転職の際も自分で納付し記録があるのに、請
求期間のみ未加入とされているのはおかしいと主張しているところ、請求者のオ
ンライン記録によれば、平成13年4月21日資格取得、同年5月7日資格喪失の
事務処理はいずれも平成13年10月26日に行われているため、平成13年10
月に、遡って国民年金への加入手続が行われ、資格取得及び喪失をした結果、納
付書が発行され平成13年10月18日に納付していることが確認できることから、
平成13年の転職の際と請求期間は、状況が異なり、このことをもって、請求期
間の保険料を納付したとまでは言えない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確
定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわ
せる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する
と、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはでき
ない。